

令和6年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 1 1 8 号	宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	1 1 月 2 8 日
議案第 1 2 0 号	工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その３））の締結について	可決 (全員一致)	
議案第 1 2 3 号	和解することについて	可決 (全員一致)	1 2 月 1 7 日

審査の状況

① 令和6年11月25日（議案審査）

・出席委員 ◎池田 光隆 ○大川 裕之 大島 淡紅子 おだ たか子
 寺本 早苗 中野 正 藤岡 和枝 持田 ちえ

② 令和6年11月28日 (議案審査)

・出席委員 ◎池田 光隆 ○大川 裕之 大島 淡紅子 おだ たか子
 寺本 早苗 中野 正 藤岡 和枝 持田 ちえ

③ 令和6年12月17日 (議案審査)

・出席委員 ◎池田 光隆 ○大川 裕之 大島 淡紅子 おだ たか子
 寺本 早苗 中野 正 藤岡 和枝 持田 ちえ

④ 令和6年12月18日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎池田 光隆 ○大川 裕之 大島 淡紅子 おだ たか子
 寺本 早苗 中野 正 藤岡 和枝 持田 ちえ

(◎は委員長、○は副委員長)

令和6年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第118号 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本年6月19日に公布された第14次地方分権一括法により建築基準法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 市などが建築主である建築物の計画通知に対する審査・検査等を指定確認検査機関ができるようになるとのことだが、市と指定確認検査機関でどのように業務を分けるのか。

答1 当面、市が建築主の計画通知については、市の職員が審査・検査等を実施することとしている。

問2 指定確認検査機関による審査・検査等が実施されたとき、どれくらいの期間で市に報告するなど、決まりはあるのか。

答2 報告の内容によって4日又は7日以内と定められている。

問3 審査・検査等が民間へ委譲される流れにあるが、今回の変更により、想定されるデメリットはあるか。

答3 審査・検査等の申請実績は、ほとんど市が建築主の施設であるので、状況は大きく変わらない。仮に、指定確認検査機関に申請する件数が増加しても、特に問題は無いと認識している。

問4 現在、指定確認検査機関が全国で130ほどあると聞く。今後、検査機関が増加するような動きはあるのか。

答4 特に動きは把握していないが、阪神間においては、民間の施設に関する建築確認の約95%は指定確認検査機関で実施している状況なので、それに加えて1つの業者に計画通知の申請が幾つかきても受入れは可能だと考える。

問5 今回の変更によって、本市の技術職の人数の減少や、技術力が低下することはないか。

答5 人材については、募集をしても応募がない状況にある。しかし、建築行政においては、実務を通して技術力を高めていくことも重要であり、民間や人事当局と連携しながら考えていきたい。

委員間討議	なし	
討 論	なし	
審 査 結 果	可決（全員一致）	

令和6年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第120号 工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の締結について		
議案の概要		
市内小林1丁目外地内において、都市計画道路荒地西山線の小林工区の道路を整備するため、請負金額4億9,874万円で、宇都宮建設株式会社を請負業者として工事請負契約を締結しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
問1 入札参加者が3者あったが、1者が辞退している。どのような状況だったのか。		
答1 宇都宮建設株式会社、日特建設株式会社及び株木建設株式会社の3者の入札があり、株木建設株式会社は本案件が取扱分野でなかったためとの理由で辞退している。今回、変動型最低制限価格による入札が行われ、宇都宮建設株式会社が約4億5千万円、日特建設株式会社が約5億1千万円で入札があった。最低制限価格が約4億2千万円で、それに近い宇都宮建設株式会社が落札した。		
問2 荒地西山線は最終的にどの部分につながっていくのか。		
答2 荒地西山線は、現在事業中である小林工区と今後に事業を計画している千種工区に分かれている。路線としては現在事業中の小林工区から千種方面へ上がっていき、西山橋の南側辺りを上り、ゴルフ場を抜けて最終的に県道明石神戸宝塚線に接続する。		
問3 当初の事業計画より全体事業費が1.4倍近くになり、工期が令和9年まで延長となっている中で、工期延長等に対する説明はその都度住民に行っていたのか。		
答3 事業に関する説明については地域の方や自治会等には密に行っている。今後も大きな工事が続くので、工事の事前説明や進捗の説明について丁寧に行っていく。		
問4 千種側の本線と側道の合流部において目の前に横断歩道があるなど、気をつけなければならないものが突然出てくる状況である。設計の中で注意喚起について何か対策はあるのか。		
答4 各種注意喚起については警察と協議中であり、必要であると考えている。今後も引き続き警察と協議を進めていく。		
委員間討議 なし		
討 論 なし		

審 査 結 果	可決（全員一致）
---------	----------

令和6年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第123号 和解することについて

議案の概要

2021年に本市が工事請負契約を締結した、荒神川・都市基盤河川改修事業河川改修工事に関して、請負契約の相手方が、追加工事に係る請負代金の支払を求めて、神戸地方裁判所に訴えの提起を行ったもので、裁判所からの和解勧告に基づき、市が相手方に対して、解決金として866万138円を支払う内容で和解しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 今回の支払いは相手方との合意内容を書面で残していれば回避できたのか。

答1 本事案の発生原因は大きく2つある。1つは今回支払うべき債務は設計変更の対象外であるという認識がなかったこと、もう1つは相手方との協議内容を書面で残せていないことである。

問2 減額に値する工事変更があったことを施工の管理をしていた職員は気づかなかったのか。

答2 監督員は工事変更について認識していた。相手方にも減額の対象になると示唆していた。仮設工事については、県のガイドラインでも設計変更の対象には原則該当しないと示されているため、現在では、減額の対象とはならないと認識している。

問3 再発防止に向け、職員に研修等を実施するのか。

答3 再発防止に向けての取組は3点挙げている。1点目は都市安全部内の職員に対し、監督業務の執務の徹底という文書を通知文書として発出した。2点目は監督業務等に携わる職員向けの研修会を実施しようと考えている。3点目はそれを全庁に広めるため、宝塚市技術関係部会と連携し取り組んでいくこととしている。

問4 追加工事分の約866万円は問題ないのか。

答4 双方で項目を見直し、最終的に合意に至った金額であり、問題ない。

問5 組織としての進捗管理の中でチェック体制が必要だと感じる。それを構築することが再発防止につながるのではないか。

答5 チェックを含め、連絡や報告、調整等ができていなかったことが大きな原因と考える。チェック体制等再発防止に取り組んでいきたい。

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）